

入札参加資格の要件

一般競争入札の参加申請を行える者の要件は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 次のいずれかの名簿に登録されている者であること。
 - ア 千葉県令和 6・7 年度版物品等入札参加業者適格者名簿
 - イ 東金市令和 6・7 年度建設工事等入札参加業者資格者名簿
 - ウ 九十九里町令和 6・7 年度建設工事等入札参加業者資格者名簿
 - エ 令和 7・8・9 年度全省庁統一資格審査結果通知書 等級 A 以上（地域問わず）
- (2) 過去 5 年間に法人、他の地方独立行政法人、独立行政法人、国又は地方公共団体等と売買契約を複数締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行していること。
- (3) 公告の日から契約書締結の日までの間に、千葉県知事、東金市長又は九十九里町長から指名停止等措置及び建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。